



# 介護保険 ガイド

● 介護保険広報シリーズ 149 ●

住宅改修費の支給について

## ■ 住宅改修費の支給は、自宅でのよりよい暮らしのための制度です

要介護（要支援）の認定を受けた方が、住まいの環境を整備することにより、暮らしの安全性を高め、体への負担を軽減するとともに、「できない」ことが「できる」ようになり、心身の状態が改善されるよう促すことを目的としています。自宅内への手すりの取付や、段差解消など、小規模な改修を行うとき、改修費用（上限20万円）の7～9割を支給する制度です。（事前申請が必要です。）

【例】10万円の改修を行った場合、8万円は介護保険から支給、2万円は自己負担です。（2割負担の場合）

## ● 住宅改修費の支給対象となる改修

工事の種類	内容の例
① 手すりの取付	・廊下、階段、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などへの手すりの取付
② 段差の解消	・廊下、便所、浴室、玄関など各室間の床の段差の解消 ・玄関から道路までの通路などの段差や傾斜の解消
③ 床材や通路面の変更	・畳から板製床材、ビニール床材などへの変更 ・浴室床材を滑りにくい床材へ変更 ・通路面を滑りにくい舗装材へ変更
④ 扉の取替	・開き戸を引き戸・折戸・アコーディオンカーテンなどに取替 ・扉の撤去・ドアノブの変更・戸車の設置など
⑤ 便器の取替	・和式便器を洋式便器へ取替
⑥ そのほか①～⑤の改修にともなって必要となる工事	・手すり取付のための壁の下地補強工事 ・便器の取替にともなう給排水設備工事（水洗化への工事は除く）など

※上記以外の住宅改修や新築などは対象外です。

※改修できる住宅は介護保険証の住所地に限られます。

## ● 住宅改修は「事前申請」が必要です

支給を受ける場合、ケアマネジャーに相談し、住宅改修の工事をする前に理由書・見積書・見取り図・写真などの必要書類を添付して町に申請し、改修内容の審査を受ける必要があります。

町が要介護（要支援）認定者の心身の状況や住宅の状況などから、改修が必要と認めた場合に限り、住宅改修費を支給します。

## ● 一定の所得がある方の自己負担割合は2割または3割です

平成30年8月より一定の所得がある方について、介護サービス利用時の自己負担割合は2割または3割となっています。住宅改修も同様の負担割合となりますのでご注意ください。自己負担割合は、お手元の介護保険負担割合証（薄紫色・はがきサイズ）をご確認ください。

介護保険料は大切な財源です。安心で便利な口座振替を利用して納付期限までにお納めください。

【お問い合わせ】本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116